

## 職場意識改善計画

高知県土地家屋調査士会では、仕事と生活の調和がとれるよう、職場意識の改善に取り組んでいます。

高知県土地家屋調査士会の職場意識改善計画書は以下の通りです。

取組事項	具体的な取組内容
<b>1 実施体制の整備のための措置</b>	
①労働時間等設定改善委員会の設置等 労使の話し合いの機会の整備	(1年度目)  職場内の話し合いの機会整備のため、労働時間等設定改善委員会を設置する。
	(2年度目)  設置した労働時間等設定改善委員会の定期的な開催を実施し、労働時間等の設定の改善に努める。
②労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任	(1年度目)  職場内における職場意識を改善するために、各労働者からの個別の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者を選任する。
	(2年度目)  1年目の受付利用状況を踏まえて、全労働者にとっての利便性向上や受付体制の整備を図る。
<b>2 職場意識改善のための措置</b>	
①労働者に対する職場意識改善計画の周知	(1年度目)  各労働者に対して、職場意識改善計画の周知を図るため、事業所内の見やすい場所への掲示を行う。
	(2年度目)  労働者への周知のため、職場意識改善計画のポイントをまとめたパンフレットを作成し、全労働者に配布するとともに自社ホームページに職場意識改善計画の概要を掲載し公表することにより、当該取組について内外にも広く周知を図る。
②職場意識改善のための研修の実施	(1年度目)  職場意識改善の必要性や意義について、主に管理職に対して周知を図るため、職場意識改善のための研修会を最低1回開催し、管理職等の意識啓発を図る。
	(2年度目)  前年度の研修結果を踏まえ、研修会の開催を増やすことにより、管理職等に対する意識改善を図る。

## 職場意識改善計画

取組事項	具体的な取組内容
3 労働時間等の設定の改善のための措置	
①年次有給休暇の取得促進のための措置	(1年度目) 年次有給休暇の取得を促進するため、年次有給休暇の計画的付与制度の導入を実施する。
	(2年度目) 計画的付与制度の職場への周知を図るとともに、個人別の年次有給休暇取得計画表の実績を把握し、取得促進の徹底を図る。
②所定外労働削減のための措置	(1年度目) 労働者への職場意識改善計画の周知を行い、労働時間に対する意識改革を行うとともに、所定外労働時間の現状把握を行い、時間削減のための計画策定と実行状況の管理を行う。 具体的な取組としてノー残業デーを導入し、週1回は残業しない曜日を設定し、所定外労働の削減を図る。
	(2年度目) 1年度目の取組実績を分析し、業務内容の見直し等の対策を行い、業務体制全般の改善を行う。 また、休日労働の削減を実施し、事前の振替休日制度、代休制度の活用や徹底を行い、家庭生活に及ぼす影響や健康の維持・回復を図る。
③労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間の設定	(1年度目) 変形労働時間制やフレックスタイム制など、労働者の多様な事情等に対応した新たな労働時間制度の導入を検討する。 導入に際しては、業務の実態を把握した上で、労働者の要望等も配慮し、労働時間等設定改善委員会による労使間の十分な協議のうえで決定する。
	(2年度目) 1年度目に導入した変形労働時間制について、制度導入後の運用実態等について検討し制度が適切に活用されているかの検証を行う。 さらに、労働者の要望等を踏まえ、労働時間等設定改善委員会において、今後も検討を継続することとする。
④労働時間等設定改善指針の2の(2)に定められた、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与等の措置	(1年度目) 地域活動等に参加する労働者に対し、その社会貢献性等を管理者側にて検討したうえで、休暇の付与等の措置を行う。 また、妊娠中及び出産後の労働者に対する休業規則の見直しや休暇の付加等の検討を行う。
	(2年度目) 1年度目の実施状況を見直し、制度のさらなる周知、充実を目指す。